

3面解説より続き▼

【解説】

● 精勤手当の勤務成績額（増額・減額）

シニア・シニアリーダー社員のモチベーション向上等の観点から、日々の業務に対して、より頑張った人が報われる仕組みとすべく勤務成績額の見直しを行う回答があった。

現行 (増額) 2万・4万・6万 (減額) 5千円・1万円

改訂 (増額) 2万・5万・10万 (減額) 1万・3万

● 特別精勤手当の新設

現行制度では、シニア・シニアリーダー社員の精勤手当については、調査期間内に50日以上勤務日数がある者について支払うことになっている。また、定年退職日の属する年の冬季精勤手当は支払わないと就業規則で定められている。しかし、4月から7月まで社員として働いており、実質的には通算で労働をしている実態は変わらないことから、精勤手当を定年退職後の最初の冬季も支払うべきである、と強く主張してきたところである。

会社は、精勤手当自体はあくまで定年退職後のシニア社員等の期間としての期間に着目するべきであり、精勤手当そのものの制度見直しは行わないとしながらも、社員としての期間も通算した形の新たな手当として「特別精勤手当」を新設すると回答したものである。

制度そのものは精勤手当とほぼ同様であり、勤務成績額の増額・減額も精勤手当と同様である。なお、勤務成績額の増額・減額の調査期間（評価の対象）については、シニア社員等として働いた2ヶ月間のみを対象とすることとなっている。

【解説】

● 精勤手当支払額の増額  
（現行制度に対して勤務日数区分により増額）

勤務日数区分	契約社員
50日以上75日未満	20,000円 増額
75日以上100日未満	25,000円 増額
100日以上	30,000円 増額

※ 精勤手当1回あたりの金額  
（結果として、年間ではこの2倍の金額の増となる）

◎ ジェイアールウエスト倶楽部の導入

宿泊、スポーツ、グルメ、育児、教育、冠婚葬祭等の生活全般にかかるサービスが割引で利用できる福利厚生サービスである「ジェイアールウエスト倶楽部」を導入する。

（株式会社ジェイアール西日本ウェルネットが提供）

1. 対象者

社員、専門社員（非常勤を除く）、シニア社員、シニアリーダー社員、契約社員（社会保険料の納付のない者を除く）及び出向受社員とする。

※ 出向休職（出向先の基準により賃金の全額が支払われる者に限る）の社員は除く。

2. その他

退職後においても利用できる福利厚生サービスの導入に向けた準備を行う。

本制度に導入に伴い、JR西日本共済会の施設利用メニューの一部の廃止について、JR西日本共済会理事会に提起する。

3. 実施時期

2018年10月1日から適用する。

【解説】

JR西労組は更なる福利厚生制度の充実を目指し、2017年総合労働協約改訂交渉で「ジェイアールウエスト倶楽部」への加入を強く求めてきた。会社は労働協約の最終回答の場面で「JR西労組の問題提起を受け止め、春闘で改めて議論したい」と回答し、今次賃金交渉において、2018年10月1日から導入される回答があった。

◎ 帰省等交通費の改正

1. 改正内容

社員本人がエリア内に帰省するために必要な乗車券類及び一部区間の航空券を新たに配付する。

2. 乗車券類の区分

乗車券類については勤務地最寄駅から当社エリア内に所在する自宅等まで最も経済的なJR線経路上の会社境界駅までの区分とし、航空券は羽田空港～北九州空港もしくは福岡空港とする。

なお、航空券については東京エリア在勤者のうち、自宅等が福岡支社エリア内に所在する者のみを利用可能とする。

3. 配布回数

各年度において、単身赴任者は48回（24往復）、家族帯同者は4回（2往復）、独身者は2回（1往復）を限度とする。

契約社員

◎ 基本賃金（時間額）の増額

1. 基本賃金（時間額）

現在適用している内容の基本賃金（時間額）に、10円を加算した金額とする。

2. 実施時期

2018年4月1日以降、新たに開始となる勤務から適用する。

◎ 精勤手当について

1. 精勤手当の支払額

夏季精勤手当及び冬季精勤手当の支払額を以下のとおりとする。

勤務日数区分 雇用期間区分		50日以上 75日未満	75日以上 100日未満	100日以上
		1年未満	現行 24,000円 改正 44,000円	40,000円 65,000円
1年以上	現行 37,000円 改正 57,000円	60,500円 85,500円	84,000円 114,000円	

2. 実施時期

2018年6月に支払う夏季精勤手当より適用する。

【解説】

契約社員の賃金の底上げやモチベーションの向上、採用競争力の向上の観点から、賃金の引き上げ及び精勤手当の増額を強く求めてきたところであり、時間額について10円の増額を勝ち取った。これは、社員の第2種休日制と同等の労働時間で勤務をした場合の月額に換算すると、約1,600円の増額に相当し、社員を上回る回答を勝ち取ったものである。あわせて、精勤手当についてもシニア・シニアリーダー社員同様に増額の回答を勝ち取った。